

薬学実務実習に関するガイドライン

平成27年2月10日 薬学実務実習に関する連絡会議

1 経緯

平成25年度に改訂された薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習の在り方、実施体制等について、大学、職能団体等の薬学関係者で検討を行い、モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習を実施するための指針としてガイドラインを作成。

2 改訂モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習の実現に向けた検討課題

- ・改訂コアカリに基づく実務実習の在り方の明確化
- ・各達成目標を病院実習と薬局実習に区別せず、両実習を通じて達成する形で設定した事への対応
- ・改訂コアカリにおいて強化された内容への対応(実習内容見直し、実習施設の質確保等)
- ・全国統一の学習方略の必要性

3 検討課題への対応(ガイドラインのポイント)

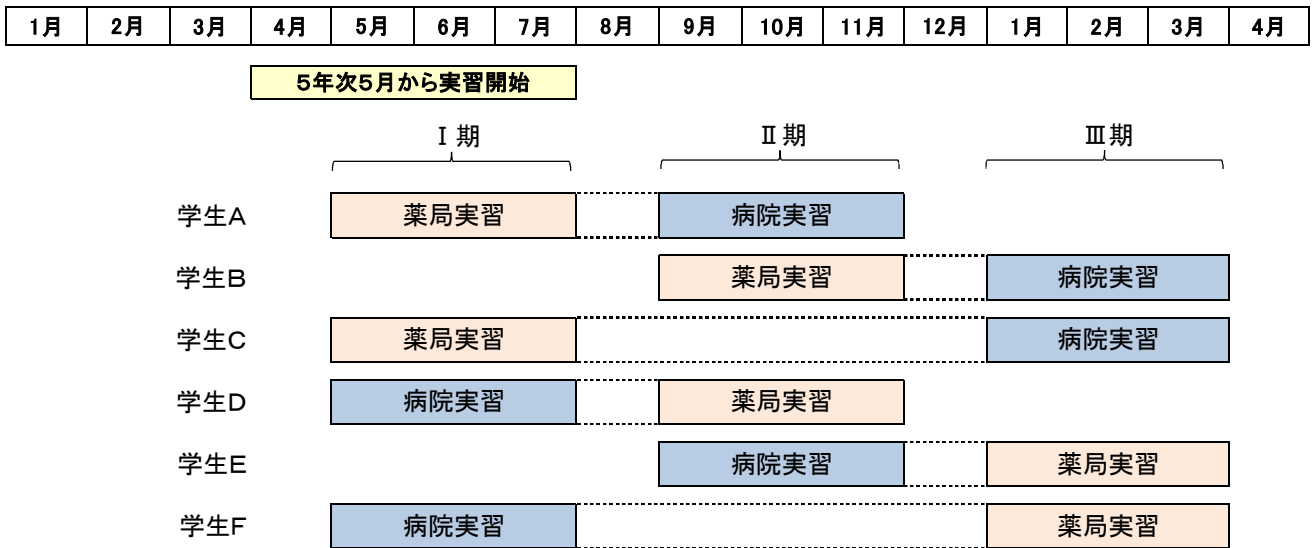
- ・大学、実習施設が連携して事前学習、病院実習、薬局実習の一貫性を確保し学修効果を高めるとともに、参加・体験型学習を進め、これらを通じて全ての学生が薬剤師業務の意義や実践的な臨床対応能力を身に付ける実習の実現を目指す。
- ・実習の一貫性を確保するため、病院実習と薬局実習を連続して行う。全ての学生が病院実習と薬局実習を連続して行えるよう、実習の枠組みを見直す。
- ・大学は、実習内容の提示や実習中の状況把握、実習後の評価等を通じ実習の質の担保に主導的役割を果たす。実習施設は、参加・体験型の実習を推進するための実習環境を整備し、指導する薬剤師は、大学と連携して「実習実施計画書」を作成する。
- ・統一した学習方略は作成せず、ガイドラインにおいて実習内容や期間の具体例を提示。

4 今後の取組

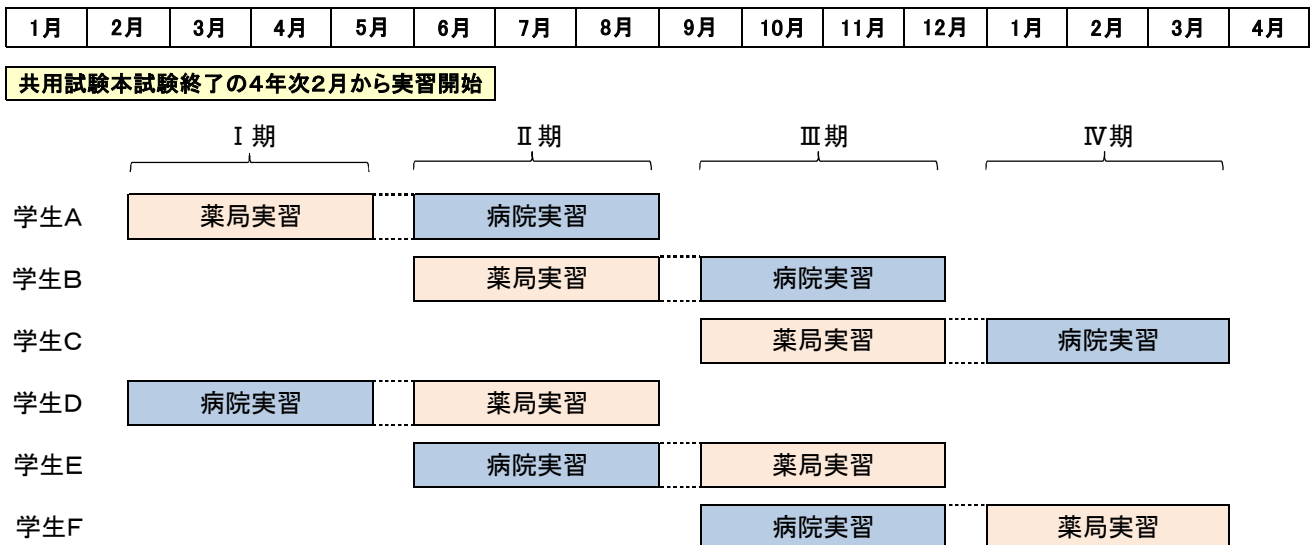
- ・大学、実習施設、関係団体における準備と毎年度の検証、ガイドラインの検証と改訂
- ・実習施設の状況の確認、公表
- ・実習施設の要件の見直し
- ・全ての学生が連続した実習を行えるよう、実習施設割り振り方法等の検証・見直し

実務実習の枠組みの見直し

■ 現行の実習パターン



■ 平成31年からの実習パターン



I - IV期のそれぞれの実習開始日は、全国的に同じとする。

各実習施設は、原則として最大3つの期までエントリーが可能。(I期とIV期が重なるため。)

各地区調整機構において、上記の枠組みで安定的に実習施設の割り振りが行えるようにするために、平成31年以降の状況を想定したシミュレーションを実施する。シミュレーションは、27年度末を目的に一定の結論を得る。